



2026年5月13日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号 8818 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営管理統括 堀 貴生
(TEL 06-6202-7331)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年4月27日付け「株主提案に関する書面受領のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）より、2026年6月19日開催予定の当社第103回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における目的事項について株主提案を行う旨の2026年4月15日付けの書面（以下「本株主提案」といいます。）を受領しておりましたが、2026年5月13日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株主提案の内容については、別紙「本株主提案の内容」をご参照ください（なお、本株主提案に関して、提案株主から2026年4月28日付で一部修正の申し出がありましたので、当該修正を反映しております。）

記

1. 提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED
SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP
及び
株式会社ストラテジックキャピタル

2. 提案内容

(1) 議題

特定の株主からの自己株式取得の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、本株主提案に関して、提案株主から2026年4月28日付で一部修正の申し出がありましたので、当該修正を反映しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

① 本議案が会社法第 160 条の趣旨にそぐわないものであること

本議案は、2026 年 3 月 31 日時点の議決権保有割合（自己株式を除く。）にして 50.2%に相当する 23,941,125 株の当社株式（以下「対象株式」といいます。）を株主計 33 社（総称して、以下「対象株主様」といいます。）から、自己株式取得することを求めるものです。

本議案の根拠となる会社法第 160 条は、発行会社が特定の株主からの自己株式取得を行うことを意図して、当該株主に対してのみ自己株式取得のための通知を行う場合に、株主総会の特別決議による承認を要求する規定です。そのため、本議案のように、提案株主が、提案株主において一方的に指定する一部の株主を発行会社の株主から排除するために、発行会社に自己株式取得のための通知を行うよう強制するといった手法は、会社法第 160 条の趣旨にそぐわない手法です。

② 当社が、当社の株主様に対して「売らせない圧力」をかけている事実は存在せず、各株主様における当社株式の取扱いは株式を保有する各株主様において決定すべき事項であること

本議案は、政策保有株主である対象株主様から、分配可能額の範囲において、対象株式の全てを自己株式取得することで、当社に係る政策保有株式の数を縮減することを意図する議案です。

提案株主は、本議案を提案した理由について、当社が各対象株主様に対して、当社株式を「売らせない圧力」をかけている旨を主張しておりますが、当社は、コーポレートガバナンス・コードの補充原則 1－4 ①に従い、政策保有株主から売却等の意向が示された場合には、当該政策保有株主の意向を尊重しており、その売却等を妨げるような行為は一切行っており、提案株主の主張は具体的な根拠なく、推測に基づいて独自の見解を述べたものに過ぎません。

また、対象株主様が、当社株式を保有している理由、目的、経済合理性は各社それぞれであるところ、本議案が承認された場合には、各対象株主様が保有する当社株式について、当社が、本総会の開催日前日の株式会社東京証券取引所プライム市場における当社株式の最終価格で自己株式取得するという画一的な処理に基づいた通知（以下「本通知」といいます。）を行うよう強制されることとなります。本来、各対象株主様の当社株式の売却の要否、売却する場合の方法・時期・株式数等については、対象株主様が自ら決定することが適切な事項であるにもかかわらず、本通知が行われた場合、各対象株主様は、本通知に応じて、短期間に当社株式を売却するか否かを検討せざるを得ないこととなります。対象株主様は、会社法第 160 条第 4 項に基づき、本議案について議決権を行使できないことを踏まえると、本議案が可決された場合には、本総会における、本議案に対する自らの議決権の行使の機会が与えられないまま、当社株式の保有方針の検討を事実上強制されることとなります。

このように、当社は、政策保有株主に対して「売らせない圧力」をかけている事実は存在しないため、提案株主の本議案の提案理由は具体的な根拠がない上に、当社にとって、重要なステークホルダーの一つである対象株主様の意向を踏まえ、対象株主様において当社株式の売却の検討を事実上強制する本議案は、不適切であると考えております。

なお、当社は、2023 年 5 月 12 日付けで、2024 年 3 月期から 2033 年 3 月期の 10 年間（以下「本計画期間」といいます。）を対象とする長期経営計画（以下「当社長期経営計画」といいます。）を策定しました。そして、2024 年 9 月 27 日付けで当社長期経営計画の一部の見直しを行い、2028 年 3 月期までに政策保有株式の連結純資産に対する割合を 10%以下に縮減する目標を設定しており、引き続き政策保有株式の縮減を進めております。

③ 本議案に基づく自己株式の取得を実行した場合、当社長期経営計画の実現による企業価値向上及び株主還元の実現による株主利益の拡大の妨げとなること

本議案は、総額にして最大約 486 億円（2026 年 5 月 12 日の株式会社東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値に基づき算定。以下同じ。）の自己株式の取得を要求するものであり、この金額の自己株式取得を行った場合、2026 年 3 月末現在の当社単体の現預金残高の約 299%に及ぶ自己株式の取得を行うことになります。

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた投資家等との対話を踏まえて、2024 年 9 月 27 日付けで当社長期経営計画の一部の見直しを行い、持続的な企業価値向上を図ること並びにポートフォリオの拡大及び新たな収益モデルの創出を目指すことを基本方針とした当社長期経営計画を推進しております。当社長期経営計画においては、本計画期間を通じて長期保有資産の積み上げを継続的に進めていくとともに、新規事業の収益化に向けた準備、成長基盤強化と環境変化に対する体制強化などの様々な施策を進めております。

当社長期経営計画で定めた施策の実行は、当社長期経営計画策定時点の当社の財務状況を前提としております。しかしながら、本議案による最大約 486 億円の自己株式の取得は、当社長期経営計画フェーズ I で予定している 2028 年 3 月期までの残り 2 年間の成長投資枠の約 139%に相当するものです。仮に本議案に基づく自己株式取得の全て又は大部分が実行される場合には、当社の財務基盤に多大な悪影響を与え、当社長期経営計画の根幹となる各施策の実現を困難とし、ひいては、当社の企業価値向上を著しく妨げることになると考えております。また、本議案が承認され、仮に本議案に基づく自己株式取得の全て又は大部分が実行される場合には、当社が成長投資に振り向けるべき資金が捻出できなくなるとともに、当社において数百億円規模の取得資金の調達が必要になります。当該調達及び自己株式取得を通じて当社の自己資本比率が大幅に低下することが見込まれます。その結果、当社の信用力及び外部格付の低下が生じ、社債のリファイナンスや金融機関からの資金調達に支障を来す可能性が高まります。従って、本議案に基づく自己株式の取得の実行による当社の財務基盤への悪影響は大きいと考えております。

また、当社長期経営計画の順調な進捗を背景に、株主利益の拡大を進めるために、当社の現在の財務状況を前提として、2026 年 5 月 13 日付け「株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び配当方針の変更と配当予想、並びに株主優待制度の新設に関するお知らせ」（以下「5 月 13 日付配当方針プレスリリース」といいます。）の「3. 配当方針の変更と配当予想」記載のとおり、3 年間に亘る累進増配及び株主優待制度を含む資本政策を公表いたしました。仮に本議案が承認された場合、当社が株主の皆様への期待に応えるために掲げた 5 月 13 日付配当方針プレスリリースで予定している資本政策の実行が困難となる可能性も否定できません。このように、本議案に基づく自己株式の取得を実行した場合、当社の企業価値の向上及び株主利益の拡大の観点から、当社長期経営計画や 5 月 13 日付配当方針プレスリリースに基づく各種施策が困難になるため、提案株主が本議案の提案理由に掲げる本議案に基づく自己株式の取得の実行が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの主張とも相反することとなり、かえって当社の企業価値向上及び株主利益の拡大の妨げになります。

④ 本議案に含まれる事実誤認等

本議案に関し、提案株主から当初受けた提案は、(i) 自己株式の取得期間を、「本総会終結の日から 2028 年 3 月 31 日まで」としていましたが、これは自己株式の取得期間を最大 1 年間に限定する会社法第 156 条第 1 項に違反するものであり、(ii) 自己株式を取得する相手方に、既に当社株式を売却しているため当社の株主ではない第三者を含んだものとなっております。

また、本議案の対象株式 23,941,125 株は、対象株主様の保有する当社株式数の総計 23,863,225

株を超える数となっております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

【別紙「本株主提案の内容」】

※提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を、形式面の調整のみを加えて、原文のまま掲載しております。なお、提案株主から、2026年4月28日付けで本株主提案について、一部修正の申し出がありましたので、当該修正を反映しております。

第1 提案する議題

1. 特定の株主からの自己株式取得の件

第2 提案の内容

下記の株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8818-KEIHANSHIN/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク <https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案は、当社株式を保有する企業（以下「政策保有株主」という。）による当社株式の保有を解消し、当社のコーポレート・ガバナンスの改善を企図するものである。

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の数

23,941,125株（但し、後記（4）本文に基づいて算定した取得と引換えに交付する金銭の総額（以下「調整前自己株式取得総額」という。）と当社が提案する剰余金配当議案が可決されて配当財産として割り当てられる金銭の総額（以下「当社配当総額」という。）を合計した金額が、本総会の日または取得についての契約締結日における会社法461条に定める分配可能額（以下「分配可能額」といい、2つの金額が異なる場合、いずれか低いほうの金額とする。）を上回る場合、取得する株式の数は、調整前自己株式取得総額から、調整前自己株式取得総額と当社配当総額の合計額が分配可能額を上回る差額（以下「剰余金調整額」という。）を控除した金額を、本総会の開催日前日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）で除した数（1株未満切捨て）とする。）

(3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

(4) 取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）に、取得する株式の数を乗じた金額（前記（2）において「調整前自己株式取得総額」と定義したもの。）とする。但し、調整前自己株式取得総額と当社配当総額を合計した金額が分配可能額を上回る場合、取得と引換えに交付する金銭の総額は、調整前自己株式取得総額から剰余金調整額を控除した額とする。

(5) 株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2027年5月31日まで

(6) 取得する相手方

銀泉株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社きんでん、鹿島建設株式会社、株式会社三十三銀行、株式会社百十四銀行、三精テクノロジーズ株式会社、三井住友カード株式会社、株式会社あいち銀行、ダイビル株式会社、大和ハウス工業株式会社、戸田建設株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社明電舎、美津濃株式会社、東西建築サービス株式会社、株式会社足利銀行、住友生命保

険相互会社、丸一鋼管株式会社、株式会社常陽銀行、株式会社三晃空調、須賀工業株式会社、レンゴ一株式会社、サノヤスホールディングス株式会社、能美防災株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西電力株式会社、ダイキン工業株式会社、株式会社西島製作所、東リ株式会社、セイノーホールディングス株式会社、株式会社ルックホールディングス及び南海辰村建設株式会社

なお、自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

第3 提案の理由

特定の株主からの自己株式取得の件

(1) 政策保有株主の存在が規律低下を招いているおそれがあること

当社の株主構成は、2025年3月期の有価証券報告書の記載から判明しているものだけでも、発行済株式総数（自己株式を除く。）の40%以上が政策保有株主によって占められており、かかる状況では、一般株主による経営陣に対する規律が低下し、株主価値を毀損するおそれのある経営判断が是正されず看過されかねない。

(2) 政策保有株主が当社株式を売却していないこと

上記(1)のとおり、政策保有株主の存在が経営の規律低下を招いているおそれがあるにもかかわらず、2020年3月期以降、有価証券報告書において当社株式を政策保有株式として保有していると開示した全21社のうち、この5年間で当社株式を売却したのはただ1社のみである。

さらに、この5年間で当社株式を売却していない政策保有株主の1社である鹿島建設株式会社は、トヨタ自動車株式会社や西日本旅客鉄道株式会社といった当社より遥かに取引金額が多いと推測される取引先の株式を売却しているにもかかわらず、当社株式の売却は行っていない。

(3) 政策保有株主に対する「売らせない圧力」の存在が指摘されていること

金融庁が令和7年4月1日付で公表した「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（以下「金融庁レビュー」という。）においては、発行会社の安定株主の確保を理由に、既存の取引の縮減を示唆することなどによって政策保有株式を売らせないよう圧力をかけている複数の事例がある旨指摘されている。

金融庁レビューでは、「(政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合、発行会社は)取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない」とのコーポレートガバナンス・コード補充原則1-4①をコンプライしている企業が99.8%に上るにもかかわらず、発行会社から「売らせない圧力」を受ける割合は、補充原則1-4①をコンプライしていない企業の割合をはるかに超えるもの（金融庁レビューによれば「概ね銘柄数ベースで5%~40%程度」）であり、政策保有株式の売却を妨げるべきではないとの補充原則をコンプライしていると対外的に公表しているにもかかわらず、担当者レベルで圧力をかけていたり、経営層の指示のもと会社として組織ぐるみで圧力をかけているような実態がある場合には、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を損なうとともに、ガバナンスの観点からも重大な問題がある可能性があることも指摘されている。

(4) 当社が「売らせない圧力」をかけていると懸念されること

前記(2)の鹿島建設株式会社は、有価証券報告書において、「受注高・工事利益・配当利回り等の経済的便益と株式の時価との対照等」によって政策保有株式全銘柄の保有の合理性及び適否を検証していると開示している。しかしながら、実際にこのような検証方針が採用されているにもかかわらず、当社よりも遥かに取引金額が大きいと推測されるトヨタ自動車株式会社や西日本旅客鉄道株式会社の株式を売却し、当社株式を売却しないのは不可解である。そして、このような不可解な行

動は、鹿島建設株式会社以外の当社の政策保有株主においても同様に見受けられる。

このような政策保有株主の不可解な行動からすると、当社が政策保有株主に対して「売らせない圧力」をかけていることや、少なくとも政策保有株主からみて売却を躊躇する何らかの要因が当社にあることが懸念される。

- (5) 本議案は「売らせない圧力」または「売却を躊躇する要因」を解消した政策保有株主に対する売却の呼びかけであること

本議案が可決した場合、政策保有株主が売却を希望すれば、当社は当該政策保有株式の保有する当社株式を自己株式として取得することになる。

つまり、本議案は「売らせない圧力」あるいは「売却を躊躇する要因」を解消し、政策保有株主に対して当社株式を売却できる機会を付与するものである。

- (6) 財源規制への抵触はなく、財務健全性も保たれること

本議案が可決した場合、当社は、最大で 540 億円の自己株式を取得することとなる。仮に、当社株式の株価が上昇し、本総会の日または取得についての契約締結日において、取得に要する総額と当社の提案する剰余金配当議案の総額の合計額が会社法 461 条に定める分配可能額を上回るようになる場合、当該分配可能額を上回らないように取得価額の総額を調整することとしているため、財源規制に抵触するおそれはない。

また、当社は 2025 年 3 月末現在で、現預金 140 億円、政策保有株式（上場株式）111 億円、賃貸等不動産（時価）2,305 億円、自己資本 762 億円を有しており、資金調達は容易であるし、自己株式の取得後も財務健全性は十分に保たれる。

そして、コーポレート・ガバナンスの観点からは、政策保有株式の縮減が望ましく、当社もまた、保有する政策保有株式を全て速やかに売却するべきである。

- (7) 本議案は株主価値向上に資すること

以上のとおり、本議案は、財務健全性を損なうことなく、自己株式の取得を通じて政策保有株主による当社株式の売却を促すものであり、中長期的な企業価値の向上およびコーポレート・ガバナンスの改善に資するものである。

以 上